

屋外広告業の登録制に関する手引き

岡山県土木部都市局都市計画課

目 次

1	登録制導入の経緯	・・・	1
2	用語の定義	・・・	1
3	屋外広告業の登録制度について	・・・	1
4	登録申請手続について	・・・	2
	(1) 提出書類		
	(2) 書類の提出先		
	(3) 登録審査手数料		
	(4) 登録の拒否		
	(5) 登録期間		
	(6) 業務主任者		
	(7) 屋外広告業者登録簿		
5	登録事項の変更の届出について	・・・	4
6	廃業等の届出について	・・・	5
7	登録の取消し・営業の停止について	・・・	6
8	岡山市又は倉敷市の条例に基づく登録を受けた者に係る特例について	・・・	6
9	立入検査等について	・・・	7
10	罰則について	・・・	7
11	登録後の注意事項について	・・・	8
	登録申請書類の記入要領	・・・	9

屋外広告業の登録制について

1 登録制導入の経緯

従来、屋外広告業については、屋外広告物法に基づく各地方公共団体の条例で、屋外広告業を営もうとする者についてはその旨の届出を義務づけることができることとされており、岡山県においても岡山県屋外広告物条例に基づき、屋外広告業を営もうとする者は届出が必要でした。

しかし、平成16年6月に、国による景観法の制定に伴う関係法令整備の一環として、屋外広告物法が改正され、各地方公共団体が条例で屋外広告業の登録制を導入することが可能になりました（景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年12月施行））。

屋外広告物法が登録制を導入した趣旨は、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことにより不良業者の排除と良質な業者の育成を図るとともに、屋外広告業者の実態をよりの確に把握し、その指導・育成を図るためです。

このことに伴い、岡山県においても平成17年3月に条例改正を行い、平成17年10月1日から屋外広告業の登録制を導入しました。

2 用語の定義

岡山県屋外広告物条例・規則における主な用語の定義は以下のとおりです。

(1) 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(2) 屋外広告業

屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

→ 屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当しないものとされています。（広告代理業等であっても、屋外広告物の表示又は設置を請け負う場合には、屋外広告業に該当するのでご注意ください。）

また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲出する物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しません。

3 屋外広告業の登録制度について

岡山県内で屋外広告業を営もうとする場合は、県内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要です。

なお、登録申請の際には、一定の要件を満たした業務主任者を選任し、県内で営業を行う営業所ごとに設置することが必要です。

また、登録制度については、営業を行おうとする地方公共団体が登録制度を導入している場合は、それぞれの地方公共団体で登録を受ける必要があります。

ただし、岡山県では、岡山市又は倉敷市の条例に基づく登録を受けている者が、県内（岡山市及び倉敷市の区域外）において屋外広告業を営もうとする場合は、所定の届出書を提出することで、登録とみなす特例規定を設けています。

4 登録申請手続について

(1) 提出書類

登録を受けようとする場合には、次表の申請者の区分欄に応じて必要な書類（所定の登録申請書等及び添付書類）に、登録審査手数料相当の岡山県収入証紙を添えて提出します。（条例第21条の3、様式第9号）

屋外広告業登録申請書類一覧（○印が必要書類）

書類の名称（様式番号）		申請者の区分			備考	根拠条項
		個人	未成年	法人		
登録申請書（様式第9号）		○	○	○	県収入証紙は申請書に貼付せずに提出して下さい。	第21条の3第1項、規則第22条第1項
誓約書（様式第11号）		○	○	○	登録申請者が代表して誓約するものです。	第21条の3第2項
住民票の抄本 ※コピー不可	申請者	○	○	—	・住民票は、6ヶ月以内に発行されたものに限りません。 ・本籍地の記載は不要です。 ※ただし、岡山県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者は不要です。	規則第22条の2第2項第1号
	法定代理人	—	○	—		規則第22条の2第2項第2号
	法人役員	—	—	○		規則第22条の2第2項第3号
	業務主任者	○	○	○		
登記事項証明書 ※コピー不可		—	—	○	登記事項証明書は、6ヶ月以内に発行されたものに限りません。	規則第22条の2第1項第3号
略歴書 (様式第12号)	申請者	○	○	○	法人の場合、法人自体の略歴書も必要です。	規則第22条の2第1項第2号
	法定代理人	—	○	—		
	法人役員	—	—	○		
業務主任者となる資格を証する書面の写し		○	○	○	屋外広告物講習会修了証書など	規則第22条の2第1項第1号

(2) 書類の提出先

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部都市局都市計画課 屋外広告物担当（県庁6階）

TEL 086-226-7491

※書類は、持参又は郵送して下さい。郵送の場合は、申請者における担当者名及び連絡先を明記して下さい。

※申請に必要な様式は、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページからダウンロードできます。

(3) 登録審査手数料

- ・新規申請登録時 11,000円
- ・更新申請登録時 11,000円

県収入証紙は、県庁物資部のほか、各県民局、岡山県内の警察署等で販売しています。詳しくは岡山県出納局会計課ホームページをご覧ください。

(4) 登録の拒否

屋外広告業の登録に当たっては、次に掲げる事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書に虚偽の記載があったり重要な事実の記載がなかった場合には、登録が受けられません。（条例第21条の5第1項）

○登録の拒否要件

① 岡山県・岡山市・倉敷市の条例（以下「県内の条例」という。）の規定により、屋外広告業の登録を取り消された日から2年を経過していない者
② 法人である屋外広告業者が県内の条例の規定により、登録を取り消されたときに、その前30日以内にその法人の役員であった者で、その取り消された日から2年を経過していない者
③ 県内の条例の規定により、屋外広告業の営業停止を命じられ、その停止期間が経過していない者
④ 法に基づく条例（注）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しない者
⑤ 未成年者の場合で、その法定代理人が①～④に該当するとき
⑥ 法人の場合で、その役員のうち①～④に該当する者がいるとき
⑦ 業務主任者を選任していない者

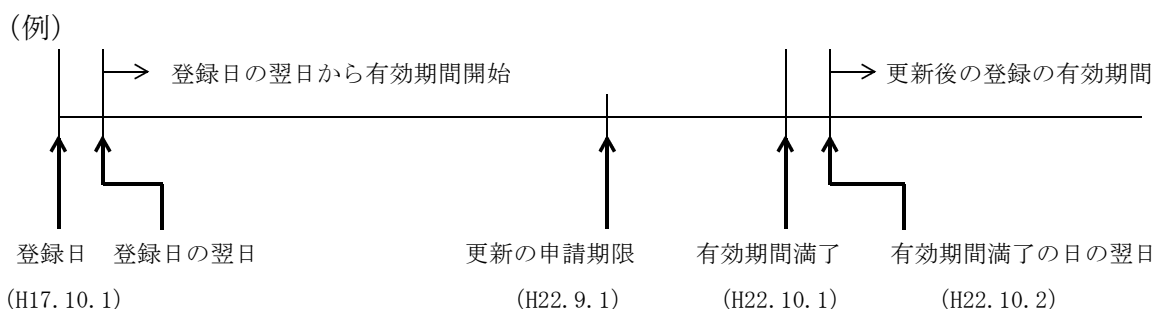
注 法に基づく条例：本県の屋外広告物条例に限らず、他都道府県市条例も含まれます。

(5) 登録期間

屋外広告業の登録有効期間は5年間です。5年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力はなくなります。更新の登録を受けるには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の登録申請をしなければなりません。（様式第9号）

登録の更新がされたとき、更新後の登録の有効期間は現に受けている登録の有効期間の満

了の日の翌日から5年間となります。



登録日が平成17年10月1日であった場合の登録の有効期間は、平成17年10月2日から平成22年10月1日までとなり、この登録を更新する場合、平成22年9月1日までに更新の申請を行う必要があります。

更新後の登録の有効期間は、平成22年10月2日から平成27年10月1日までとなります。

(6) 業務主任者

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに業務主任者を設置して、法令の規定の遵守に関する事、広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関する事、条例第21条の13に規定する帳簿の記載に関する事等の業務に関する総括を行わせなければなりません。(条例第21条の11)

○業務主任者となることのできる要件

① 登録試験機関の試験合格者
② 地方公共団体が行う講習会の修了者
③ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
④ 知事が1又は2と同等以上の知識を有すると認定した者

(7) 屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、一般の閲覧に供されます。(条例第21条の7)

5 登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にその内容を届け出なければなりません。

登録事項の変更の届出は、所定の変更届出書とともに、変更事項に応じた添付書類が必要です。(条例第21条の6、様式第13号)

変更事項と必要な書類一覧

変更事項	必要書類
屋外広告業者（法人） の名称、代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書
屋外広告業者（個人） の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・住民票の抄本
屋外広告業者の住所・ 所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書（法人の場合） ・住民票の抄本（個人の場合）
営業所の名称・所在地 の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書（法人で、登記の変更を伴う場合）
岡山県で営業を行う営 業所の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・登記事項証明書（法人で、登記の変更を伴う場合）
岡山県で営業を行う営 業所の削除	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号）
役員 の氏名（法人）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・誓約書（様式第11号）※法人代表者が誓約する ・略歴書（様式第12号）（新たに役員に就任した者の分のみ） ・登記事項証明書 ・住民票の抄本（新たに役員に就任した者の分のみ）
法定代理人の氏名・住 所（未成年者）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・誓約書（様式第11号）※未成年者本人が誓約する。 ・略歴書（様式第12号） ・住民票の抄本
業務主任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届出書（様式第13号） ・新たな業務主任者の住民票の抄本 ・業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し

注 登記事項証明書及び住民票の抄本については、コピーは不可。

6 廃業等の届出について

屋外広告業を廃業・廃止した場合には、その日から30日以内にその旨を届出なければなりません。（条例第21条の8、様式第14号）

○廃業等の届出が必要な場合

廃業等の届出事由	届出をする者
屋外広告業者が死亡した場合（注）	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

注 この場合の「その日」は、「その事実を知った日」です。

7 登録の取消し・営業の停止について

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、登録を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命じられることがあります。(条例第21条の14第1項)

○登録の取消し・営業の停止等が行われる場合の要件

① 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
② 登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき
③ 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき
④ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

8 岡山市又は倉敷市の条例に基づく登録を受けた者に係る特例について

(1) 提出書類

岡山市又は倉敷市の条例に基づき登録を受けている者が、岡山県内（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）で屋外広告業を営む場合は、新たに岡山県で登録を受ける必要はありません。特例屋外広告業者届出書に次表に掲げる書類を添付して提出して下さい。なお、手数料は必要ありません。(条例第21条の17。様式第16号)

岡山市又は倉敷市で「更新の登録」を受けた場合、再度、届出書を提出する必要があります。

○添付書類

① 岡山市若しくは倉敷市の登録を受けたことを証する書面（屋外広告業登録済証）
② 業務主任者となる資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証等）

(2) 特例屋外広告業者届出簿

特例屋外広告業者届出書を提出すると、特例屋外広告業者として屋外広告業者届出簿へ届出事項が記載され、一般の閲覧に供されます。(条例第21条の7)

(3) 届出事項の変更について

特例屋外広告業者届出書に記載した届出事項について変更があった場合、又は屋外広告業を廃止した場合には、その日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

○変更事項と必要な書類

変更事項	必要書類
屋外広告業者（法人） の名称、代表者の氏名	・特例屋外広告業者届出事項変更届出書（様式第18号） ・屋外広告業登録済証（新たに発行された場合に限る。）
屋外広告業者（個人） の氏名	同上
屋外広告業者の住所・ 所在地	同上
営業所の名称・所在地 の変更	同上

業務主任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第18号） ・ 業務主任者となる資格を有することを証する書面
屋外広告業の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告業廃業等届出書（様式第14号）

(4) 営業の停止

特例屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命ずることがあります。（条例第21条の17）

○営業の停止を命じられる場合の要件

① 登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき
② 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき
③ 岡山市・倉敷市の条例に基づき営業の停止を命ぜられたとき

(5) 届出の効力について

特例屋外広告業者が、岡山市・倉敷市の条例に基づく登録を取り消された場合、特例屋外広告業者届出簿から届出事項を抹消します。

9 立入検査等について

知事は、県内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、必要な報告や資料の提出を求め、又はその職員に営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができます。（条例第17条）

10 罰則について

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。（条例第23条から第28条）

○登録に関する罰則

① 登録（更新含む）を受けないで屋外広告業を営業した場合	1年以下の懲役 または
② 不正の手段によって登録（更新含む）を受けた場合	
③ 営業の停止命令に違反した場合	50万円以下の罰金
④ 登録事項の変更届出をせず、または虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
⑤ 業務主任者を選任しなかった場合	
⑥ 報告や立入検査を拒んだり妨げる等の行為を行った場合	20万円以下の罰金
⑦ 廃業の届出を怠った場合	5万円以下の過料
⑧ 岡山市・倉敷市の条例に基づく登録を受けており、岡山市・倉敷市以外の県内で屋外広告業を営む際に届出（変更・廃止含む）をしなかった場合	
⑨ 標識を掲示しなかった場合	
⑩ 帳簿を備え置かなかつたり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった場合	

11 登録後の注意事項について

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに所定の標識を掲示しなければなりません。

(条例第21条の12、様式第15号)

また、特例屋外広告業者についても、所定の標識を掲示しなければなりません。(規則第22条の8第3項、様式第17号)

(2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示又は設置の契約ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。(条例第21条の13、規則第22条の6)

また、帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

○帳簿の記載事項

① 注文者の氏名又は名称及び住所
② 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
③ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
④ 表示した広告物の内容
⑤ 広告物又は掲出物件の表示(設置)の年月日
⑥ 請負金額

帳簿に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROM等により確実に記録しておくことができ、かつ、必要に応じて営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

登録申請書類の記入要領

1 屋外広告業登録申請書（様式第9号）

（表面）

- (1) 「申請者」の欄では、申請書を提出する年月日と申請者の氏名及び住所（法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名及び本社、本店等の所在地）を記入してください。
- (2) 「登録の種類」の欄は、「新規」か「更新」か該当するものを○で囲んでください。
- (3) ※印のある欄には、記入しないでください。
- (4) 「氏名」の欄は、個人の場合には氏名（商号、屋号等がある場合には併記してください。）、法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名を記入してください。
- (5) 「法人・個人の別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- (6) 「住所」の欄は、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社・本店等）の所在地を記入してください。
- (7) 「1 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地」の欄には、岡山県を営業エリアとして営業を行う営業所を全て記入してください。

「営業所」とは、広告物等の表示又は設置に関して、常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、作業所、連絡事務所等は該当しません。営業所が岡山県内に実際にあるか否かは問いません。

県外にある営業所であっても、岡山県で営業する場合には記入してください。なお、欄が不足する場合には別紙として同様に記入してください。

- (8) 「2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称」の欄については、上記(7)で記入した営業所について、その営業所に設置される業務主任者についてそれぞれ記載してください。

業務主任者は、当該営業所の専任の者であることまでは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事しえることが必要です。

「摘要」の欄については、業務主任者となる資格のうち、当該業務主任者が該当する資格（屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等）の名称を記載してください。

（裏面）

- (9) 「3 法人である場合の役員（役職名及び氏名）」の欄は、当該法人の役員（役職名と氏名）を記入してください（代表者以外の役員についても記入してください。）。

なお、役員とは次に掲げる方が該当します。

業務を執行する社員・・・合名会社の社員または合資会社の無限責任社員

取締役・・・有限会社、株式会社等の取締役

執行役・・・株式会社の執行役

これらに準ずる者・・・法人格のある各種の組合等の理事等

※ 監査役は役員には含まれません。

- (10) 「4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄は、登録申請者が未成年者である場合には、法定代理人の氏名及び住所を記入してください。

- (11) 「5 他の地方公共団体における登録番号」の欄は、他の都道府県等で屋外広告業の登録を受けている場合は、記入してください。

2 誓約書（様式第11号）

誓約書は1つの申請につき1枚、登録申請者が代表して誓約し、提出してください。

3 登録申請者等の略歴書（様式第12号）

- (1) 法人の場合、法人自体の略歴書も必要です。
- (2) 「法人の役員・本人・法定代理人」のうち、該当するものに○で囲んでください。
- (3) 「現住所」の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- (4) 「略歴」の欄は、現在に至るまでの職務又は業務内容及び役職名を記入してください。
- (5) 「賞罰」の欄は、屋外広告業に関する行政処分等の賞罰について記入してください。特になければ「該当なし」と記入してください。

4 屋外広告業廃業等届出書（様式第14号）

岡山県にて登録を受けた者については登録番号・登録年月日を、特例屋外広告業者については届出番号・届出年月日を記入してください。